

第 4 期西東京市障害福祉計画の「重点推進項目」に関する取組及び課題

第 4 期障害福祉計画では、アンケート調査・ヒアリング調査の結果や「西東京市地域自立支援協議会」における検討結果、さらに西東京市障害者基本計画で設定された「10 年間の重点推進項目」を踏まえて、4 つの項目を 3 年間（平成 27 年度～平成 29 年度）の重点推進項目として設定しています。

西東京市障害者基本計画 (H26～H35)	第 4 期西東京市障害福祉計画 (H27～H29)
◇10 年間の重点推進項目 1 障害のある子どもへの支援を充実します 2 障害や障害のある人への理解を推進します 3 相談支援体制を充実します 4 障害のある人の社会参加を支援します 5 地域で安心して暮らせるまちづくりを推進します	◇3 年間の重点推進項目 1 障害のある子どもへの支援の充実 2 障害のある人の社会参加の推進 3 地域安心して暮らせるまちづくりの推進 4 相談支援体制の充実

第 4 期障害福祉計画に掲げた 4 つの重点推進項目について、2 ページ以降で取組の進捗と今後の課題について整理しました。アンケート調査結果はまだ出ていない段階ですが、8 月 21 日(月)の計画策定部会では次の点について議論を深めたいと考えています。

■ 8 月 21 日(月)の計画策定部会でご議論いただきたい点 ■

□ 第 5 期障害福祉計画（平成 30 年度～平成 32 年度）において、各サービスの見込量とその確保のための方策を定めていく。障害福祉サービスや地域生活支援事業等をめぐり、市事務局で第 4 期の重点推進項目について課題整理を行ったが、委員として考える今後の課題は何か。

- 第 5 期障害福祉計画においては、どのような重点推進項目を設定すべきか。
- その理由や、課題の解決のためにどのように取り組んでいくことが必要か。



第 3 回計画策定部会の議論も踏まえ、委員の皆様から 8 月 31 日(木)までに、あらためてメールまたは F A X にてご意見をいただきたいと
 思います。

第4期計画の重点推進項目 1 障害のある子どもへの支援の充実(第4期計画書 22 ページ)

～必要な時期に、必要な療育を受けられるよう、早期発見・早期療育体制を整備します～

1-1 児童発達支援等の療育の充実

(目指したこと)

障害を早期に発見し、早い段階で療育を受けることは、障害の軽減や社会適応能力の向上に有効であるとされています。今後は、児童発達支援の提供体制を拡充することで、早期発見・早期療育を行う体制をさらに充実させていきます。



(成果と課題)

- ・乳幼児健康診査を有効に生かしつつ、その後の療育に結び付けていく体制を整備する等、早期発見早期療育に努めました。また、市内の幼稚園では、発達障害が疑われる子どもの保護者に対しては、丁寧な対応により障害等への理解を促し、こどもの発達センターひいらぎ等の療育機関への紹介や連携に努めています。
- ・こどもの発達センターひいらぎでは、親子参加の通所事業、機能訓練や言語訓練、市内保育園・幼稚園への訪問相談、児童の発達に関する講演会等を実施、園職員の相談対応による園での対応力強化、母子保健事業や市内外の児童発達支援事業所との連携等を図りながら実施しています。
- ・児童発達支援事業の利用者数は、第4期計画上では平成28年度121人の見込みに対し、実績では150人と、計画を上回って推移しています。

1-2 放課後等の活動場所の充実

(目指したこと)

就学後の障害児が、放課後や休日に充実した時間が持てるよう、放課後等デイサービスの提供体制を拡充します。そのために、民間事業者に対して情報提供等の支援を積極的に行い、放課後等デイサービスを提供する事業所の誘致を進めます。



(成果と課題)

- ・放課後等デイサービスの事業所は、西東京市内では17事業所が実施しており、近隣市との比較でもサービス提供の体制は進んでいます。
- ・平成28年度の利用実績でも、利用者数211人(見込み量165人)、利用日数2,358日(見込み量1,320日)と、第4期計画を大幅に上回っています。
- ・東京都では、障害児通所支援事業開設に当たり、運営法人対象の説明会において、法令基準や事業の目的を正しく理解することを指定協議の前提とした運用を始め、質の確保に努めています。

第4期計画の重点推進項目2 障害のある人の社会参加の推進(第4期計画書 23 ページ)

～障害のある人の日中活動や就労に対する支援を充実します～

2-1 知的障害者の利用を中心とした地域活動支援センターの設置

(目指したこと)

知的障害者の利用を中心とした地域活動支援センターの設置に向け、場所の選定や運営事業者の選定等、具体的な構想づくりを進めます。



(成果と課題)

- ・ 知的障害のある方を対象とする新たな地域活動支援センター・ブルームを平成 28 年 10 月に開設し、身体障害者を主な対象とする保谷障害者福祉センター、精神障害者を主な対象とする地域活動支援センター・ハーモニーとあわせて、相談窓口の充実や、創作的活動の提供等による日中の活動をサポートする場の充実を図っています。
- ・ 地域活動支援センター・ブルームは、田無総合福祉センター内の限られたスペースでの事業実施となりますが、計画相談支援の実施や、センター内の各機能を有効に活用したプログラムの実施を行っています。

2-2 地域での就労に向けた支援の強化

(目指したこと)

西東京市では、平成 25 年度より障害者就労支援センター・一歩に地域開拓促進コーディネーターを配置し、障害者雇用を行う地元企業の開拓や、就労支援ネットワークの構築を行っています。

今後も公共職業安定所(ハローワーク)、商店会、事業主団体、特別支援学校、市、保健所、障害福祉サービス事業所等の関係機関による地域における就労支援ネットワークの構築を進め、地域就労に向けた支援を行います。



(成果と課題)

- ・ 障害者就労支援センター・一歩では、地域開拓促進コーディネーターを配置し、雇用拡大を目的に企業への働きかけを行っているほか、ハローワークや障害者職業センターの協力で就労支援セミナーを開催し、障害者雇用に関心を持つ企業間の情報共有、意見交換等を通して、新たな雇用の創出、安定した継続雇用に向けた取り組みをしています。
- ・ 就職後は、本人または企業からの相談等のためジョブコーチが職場に訪問するなど定着支援を行っていますが、登録者が年々増加している現状があり、新規開拓と定着支援にかかるバランスの確保が課題となっています。

2-3 就労系サービス事業所の誘致

(目指したこと)

障害のある人が一般就労へ移行するためのサービスとして、また、日中の活動場所として、就労継続支援(A型・B型)事業所や就労移行支援事業所は重要な社会資源となります。現在、西東京市にはこうした就労系サービス事業所が不足していることから、サービス提供体制の拡充に向け、事業所情報提供等の支援を積極的に行うことで、民間法人の誘致を進めます。



(成果と課題)

- ・西東京市内では、就労移行支援1か所、就労継続支援B型9か所が事業を実施しているほか、複数の事業所の開設準備が進んでいる等、第4期計画策定時に比べ事業所の開設が進みましたが、**本市にはまだ就労継続支援A型事業所がないことに加え**、他市と比較して就労系サービス事業所が少ないという現状があります。
- ・事業所の開設を希望する法人等からの相談に対しては、市内の状況や、不動産情報を持つ金融機関を紹介する等、情報提供等の支援を行っています。
- ・平成28年度の利用者は、就労移行支援では、見込み量よりやや少ない38人(計画44人)でしたが、就労継続支援では、A型10人(計画11人)、B型390人(計画390人)と、A型・B型ともおおむね第4期計画の見込み量どおりに推移しています。

第4期計画の重点推進項目3 地域で安心して暮らせるまちづくりの推進 (第4期計画書 25 ページ)

～地域で安心して生活するための生活環境を整備します～

3-1 グループホーム等の地域で生活するための各種サービスの充実

(目指したこと)

障害のある人が地域で生活するためには、居住系サービスであるグループホームのさらなる整備が必要です。また、グループホームのみならず、訪問系、日中活動系の福祉サービスや、医療サービス等の個々のニーズに適したサービスを複合的に提供することで、地域での生活をサポートする体制が必要となります。

そこで、グループホームを運営する民間事業者の新規参入を誘致するため、情報提供等の支援を積極的に行うとともに、障害福祉サービス事業所や医療機関等の関係機関が連携して、地域での生活をサポートする体制の整備を進めます。

なお、精神障害者のグループホームについては、現在市内では「通過型」が多くを占めていますが、今後は「滞在型」の充実について検討を進めます。



(成果と課題)

- ・市内では、近年、事業者の協力により、あらたなグループホームの開設が行なわれ、現在 38 ユニットが運営されており、一定の進捗が図られています。また、新規開設される精神障害者のグループホームは、多くが滞在型となっています。
- ・国は福祉施設入所者の地域生活への移行を基本方針としていること、親亡き後を見据えた居住の場の整備に対するニーズの高さから、今後も引き続きグループホーム設置の誘致を進めていく必要があります。
- ・身体障害のある方のグループホーム整備にあたっては、バリアフリー化に対応するスペースや、設備が必要となること、身体介護等に複数名での介助が必要な場合があること等、解決すべき課題があります。

3-2 障害や障害のある人への理解促進

(目指したこと)

障害のある人が地域で生活するためには、「社会的な障壁」を取り除いていくことが必要であり、そのためには障害や障害のある人に対する理解の推進が重要となります。

西東京市では、障害者週間(毎年12月3日から12月9日まで)に開催する展示イベント・講演会や市民まつり等の各種行事、障害者サポーター養成講座、障害者総合支援センター・フレンドリーを活用した普及・啓発活動等の機会を通じて、障害や障害のある人への理解を進める活動を行っています。障害や障害のある人に対する理解の推進のため、今後もこうした取組みを継続します。



(成果と課題)

- ・市独自の普及啓発の取り組みである障害者サポーター養成講座や、市民まつり、障害者週間イベント等における啓発活動、公立学校在籍生徒へのヘルプマーク周知等を引き続き実施していきます。
- ・障害者理解促進のため、一般市民が障害者に接することができる機会を周知するため、市内で活動する障害者支援団体や作業所のバザー開催やイベント参加、ボランティア募集に関する情報を、市のホームページで周知していますが、掲載記事が少ないため、引き続き、団体や作業所に利用の呼びかけを行っていきます。
- ・障害者差別解消法については、職員服務規程の改正及び職員対応要領の制定を行い、管理職を含めた職員向けの研修等の実施、障害者差別解消法ハンドブックの管理職、各係単位の配布などにより、職員の意識向上に努めました。
- ・東京都では、法が定めていない部分を補完し、法の実効性を高める条例制定を、平成30年10月施行を目途に検討を行っています。

第4期計画の重点推進項目4 相談支援体制の充実(第4期計画書 28 ページ)

～相談支援と情報提供を行う体制を整備します～

4-1 相談支援体制の充実

地域活動支援センターは、創作活動等を行う日中活動の場であると同時に、相談支援窓口としての性質を有しています。現在、西東京市内には知的障害者の相談に対応できる地域活動支援センターがないため、新たな設置に向けた具体的な構想づくりを進めます。

また、市民や事業所から設置の要望が多く寄せられている、ワンストップの相談窓口機能の充実に向け、えぼっく等の既存の相談機関の活用や、「基幹相談支援センター」の新設を含めた検討を進めます。

(成果と課題)

- ・ 知的障害のある方を対象とする新たな地域活動支援センター・ブルームを平成 28 年 10 月に開設し、身体障害者を主な対象とする保谷障害者福祉センター、精神障害者を主な対象とする地域活動支援センター・ハーモニーとあわせて、相談窓口の充実や、創作的活動の提供等による日中の活動をサポートする場の充実を図っています。
- ・ 市内の地域活動支援センターでは、いずれも一般相談のほか、計画相談も実施しています。
- ・ 保谷庁舎の障害福祉課を基幹相談支援センターとして、相談支援センター・えぼっく等の各相談支援機関の連携の核として位置づけ、地域自立支援協議会相談支援部会において、支援困難事例の共有や、計画相談のあり方等の検討を行っています。
- ・ 地域自立支援協議会において、地域生活支援拠点整備における 24 時間相談体制の検討を行いました。が、担い手についての課題等があるため、引き続き議論を進めていきます。

4-2 計画相談支援・障害児相談支援の利用促進

(目指したこと)

平成 24 年 4 月に施行された法改正により「計画相談支援」「障害児相談支援」が制度化され、障害福祉サービス等の支援にケアマネジメントの視点が導入されました。

サービスの利用者がそれぞれのニーズに合った支援が受けられるよう、計画相談支援や障害児相談支援を提供する事業所の確保や、そこで支援にあたる相談支援専門員の質の向上等に努めることで、「計画相談支援」「障害児相談支援」の利用を促進します。

(成果と課題)

- ・ サービス等利用計画、障害児支援利用計画は、相談支援事業所が心身の状況や置かれている環境、ニーズを把握し、本人の意向に合わせた支援方針や解決すべき課題を踏まえた、適切なサービスを組み合わせた個別支援計画で、障害福祉サービスの支給決定を行う根拠として、計画案の策定が必要となっています。
- ・ 本年 6 月時点での計画相談の進捗率は、障害者 99.8%、障害児 100%となっており、計画策定は進んでいる一方で、児童のうち 78%が、児童の家族や支援者が作成するセルフプランとなっています。
- ・ 児童の利用計画を策定する相談支援事業所や相談支援専門員が充足できていない課題もあるため、市では、障害児通所支援事業を実施する事業所等への併設による相談支援事業実施の働きか

けを行い、相談支援をあらたに開始された事業所もあります。

4-3 「障害者のしおり」等の活用

(目指したこと)

「どのような支援があるのか」「利用するにはどのようにすれば良いのか」をわかりやすく伝えるため、「障害者のしおり」の内容を充実させ、誰もがわかりやすい冊子にするとともに、市報や市のウェブサイト等の媒体の活用等により、支援に関する情報提供を積極的に行います。



(成果と課題)

- ・ 障害者のしおりは、毎年度改訂の際に各課における障害者向け、若しくは障害者が利用できる施策等についての最新状況を確認し、内容を充実させているほか、国や都、民間が実施する施策についても、利用者の利便性向上のため、可能な範囲での掲載を行っています。また、紙面の内容を読み上げる音声コードを印刷していますが、コードに入力できる文字数に制限があり、内容を一部省略する場合があります。
- ・ 市における、障害者施策の主な内容をお知らせする市報の特集記事を年1回掲載するほか、更新申請や行事などに関するお知らせも時期を逸することなく、掲載するようにしています。
- ・ 市のホームページでは、市が実施する事業だけでなく、国や都が主催または後援する事業等についての、情報発信を行っています。

4-4 身近な情報共有ネットワークの活用

(目指したこと)

アンケート調査の結果、福祉サービス等の支援に関する情報の入手先として、学校・職場・施設・病院や、友人・知人、所属している団体等、自分に身近なところを挙げる回答が多くありました。

今後は、サービス事業所や学校、障害者団体等を通じた勉強会・説明会等を開催することで、身近な情報共有ネットワークを通じて情報が行き渡る仕組みを構築します。



(成果と課題)

- ・ 相談支援センターえぽっくでは、中途失聴・難聴者と、障害のある子を持つ保護者による、同じ立場や経験のある相談員による当事者相談(ピアカウンセリング)を実施しています。
- ・ 障害福祉サービスを提供する事業所のサービス提供体制の向上と事業所間での情報共有を図るため、事業所連絡会を開催し、講演会及び意見交換会を行っています。
- ・ 子ども家庭支援センターでは、子育て家庭からの様々な相談に応じる総合窓口として、地域の関係機関と連携を図りながら支援を行っています。また、子育て広場事業として0から3歳までの乳幼児とその保護者が自由に遊べる交流広場を市内2カ所で運営し、地域の子育てに関わる情報を設置しています。
- ・ 庁内関係各課や、関係機関では、ケースを通しての連携や要保護児童対策地域協議会等を通し、ネットワーク作りを行っています。